

日本語の条件文について ——「たら」「ば」「なら」「と」をめぐって——(2)

尾 野 治 彦

目 次

- 0. 序
- 1. 「たら」と「ば」について(1) (以上前号)
- 2. 「たら」と「ば」について(2)
- 3. 「なら」について
- 4. 「と」について

2. 前号においては、「 S_1 タラ S_2 」「 S_1 バ S_2 」構文における主に S_1 が動作表現の場合の未来の仮定を表す条件文におけるタラ・バの使い分けについて考察したが、この章では、以下 § 2.1. で、 S_2 が命令や依頼を表す場合、§ 2.2. で、 S_1 が状態表現の場合、あるいは英語の仮定法過去、仮定法過去完了の条件節に相当する反実仮想を表す場合、§ 2.3. では S_1 が「よろしかったら」「よろしければ」といった発話時の相手の意向を伺う表現を表す場合といった、前号では、ふれられなかったタラ・バの使い分けについて考察することにする。

2.1. まず S_2 が命令や依頼といった、話し手が直接、聞き手に訴えるような文においては、次の(1)(2)におけるように、バは使用できないといったはっきりしたタラとバの容認性の違いが存在する。

2 日本語の条件文について

(1) 先生に $\left\{ \begin{array}{l} \text{会ったら} \\ * \text{会えば} \end{array} \right\}$ よろしくお伝え下さい。

(2) かぜを $\left\{ \begin{array}{l} \text{ひいたら} \\ * \text{ひけば} \end{array} \right\}$ この薬を飲んで下さい。

しかし、バが命令文・依頼文等と共に起きてこないという制限は、 S_1 が状態表現の時は適用されないという興味深いただし書きが必要となる。次の(3)(4)においては、バでも十分容認可能である。

(3) $\left\{ \begin{array}{l} \text{安かつたら} \\ \text{安ければ} \end{array} \right\}$ 買って来て下さい。

(4) $\left\{ \begin{array}{l} \text{できたら} \\ \text{できれば} \end{array} \right\}$ あす 10 時に来て下さい。

このように、この問題については、 S_2 の命令文・依頼文といった文の性質の他に、 S_1 が動作表現か状態表現かといった S_1 の述語の性質もからんでいるが、これらはどのようにかかわりあっているのだろうか。

まず、 S_1 の述語の動作表現と状態表現の違いについてであるが、この点については、前者がそれのみでは真偽値を持ちえないのに対し、後者はそれのみで真偽値を持ちうるということがかかわっているように思われる。さて問題は、このことと、命令文・依頼文の性質がどのようにかかわっているのかということであるが、これについては次のように考えたい。

そもそも、命令や依頼を表す文が、聞き手に対する行動要求といった命令文・依頼文としての効力を發揮しうるのは、発話の現場と直接に結びついた発話時においてである。すなわち、命令文・依頼文は、発話時における話者の心的態度の表出そのものといえ、当然のことながら、そ

れのみで自立したものである⁽¹⁾。

しかるに、S₁ バ S₂ 構文において、S₁ が動作表現のときは、S₁ は真偽値を持ちえない抽象命題であって、それのみでは自立できず、よって、S₂ と相互依存することによってしか存在しえないことになり、「S₁ バ S₂」は全体として一つの命題の真偽値を主張するということになる。このような S₁ バ S₂ における S₂ は、命令・依頼などといった発話時の話者の心的態度とは相容れないものとなる。なぜなら、発話時の話者の心的態度は、真偽命題の主張といった理屈としては、そもそも述べられない性質のものだからである。(1)(2)においてバが使用できないのはこのためと思われる。

これに対し、(3)(4)のように S₁ が状態表現のときは、S₁ は真偽値を持つので、S₁ バは発話の現場に結びつけられたそれのみで自立した命題となりえ、よって、S₂ もそれのみで自立した命題となり、命令・依頼といった発話時の話者の心的態度が現れることができるのである⁽²⁾。

次の(5)(6)において、バが容認されないことも、(1)(2)の場合と全く同様に説明できる。

(5) 仕事が $\left\{ \begin{array}{l} \text{終わったら} \\ * \text{終われば} \end{array} \right\}$ ビールが飲みたい。

(6) 東京に $\left\{ \begin{array}{l} \text{行ったら} \\ * \text{行けば} \end{array} \right\}$ 本屋によりたい。

(5)(6)における「……したい」という S₂ は、発話の現場において話者に存在している「願望」といった話者の心的態度を表す。ところが S₁ が動作動詞の場合は、S₁ と S₂ が相互依存して、全体として一つの真偽命題を主張することになってしまい、このことは、それのみで自立して存在しなければならない S₂ の性質と相容れないものとなってしまう。しかし、

4 日本語の条件文について

S_1 が状態表現になると、バでも容認可能になるのは、(3)(4)の場合と全く同様である。

(7) 金が $\left\{ \begin{array}{l} \text{あつたら} \\ \text{あれば} \end{array} \right\}$ ビールが飲みたい。

(8) 暇が $\left\{ \begin{array}{l} \text{あつたら} \\ \text{あれば} \end{array} \right\}$ 旅行に行きたい。

一方、「 S_1 タラ S_2 」構文においては、 S_1 の述語の性質にかかわらず、自由に、命令文・依頼文が S_2 に現れうるが、これは前号で述べたように、「 S_1 タラ」は単に時の指定を示す副詞句の働きをしているにすぎず、「 S_1 タラ S_2 」において、独立した命題として機能するのはあくまで S_2 だけであるので、 S_1 タラに制約を受けることなく、 S_2 には自由に話者の心的態度が現れうるのである。

よって、次のようにまとめることができると思われる。

(9) 「 S_1 バ S_2 」構文において、 S_2 が命令・依頼、もしくは願望といった発話時における話者の心的態度を表すときは、 S_1 はそれのみで、真偽値を持ちうる命題でなければならない。

2.2. さて、(3)(4)、(7)(8)においては、タラ・バ共に可能であるが、前号でふれた S_1 が動作動詞の場合と同じように、 S_1 が状態表現の場合においても、タラ・バの微妙なニュアンスの違いは存在すると考えられる。動作表現+タラ・バと状態表現+タラ・バではその意味するところは少なからず異なってくると思われるが、状態表現+タラ・バにおいても、タラは‘確認’、バは‘取り立て’という前号でふれた、タラ・バそのものの働きは同じであると思われる。

すなわち、動作表現+タラにおいては、動作が完了したとの確認の仮定からその動作が生じた時の指定を表すが、状態表現については、そもそも動作の完了ということは考えられず、発話時においてすでにその命題は真偽値を持っているので、このような命題についての確認の仮定ということは、もし真であったらと仮定することに他ならないと考えられる。そして S_1 が真であるとの仮定のもとで、何が生じるのかという S_2 の事態の提示にこの構文の焦点があることは、動作動詞の場合と同様である。

一方、状態表現+バにおいても、 S_1 のとりたてに焦点があることは、動作表現の場合と同じであるが、この場合においては、 S_1 は真偽値を持っているので、 S_1 をとりたてるということは、発話時において、 S_1 の真偽性そのものを問題にしているということであり、そこに焦点があるということになる。

以下、 S_1 が英語の状態表現である場合の直説法の条件節、次に英語の仮定法過去・仮定法過去完了の条件節にそれぞれ相当する用法において、タラ・バがどのように使い分けられているのかをみていくことにするが、英語を引き合いに出したのは、特に仮定法の条件節に相当する用法においては、日本語ではタラ・バの微妙な使い分けがされているにもかかわらず、教室英文法において、このことの指摘が、今だかつてなされていないと思われるからである。

まずは、 S_1 が状態表現である場合の、英語の直説法の条件文に相当する用法である⁽³⁾。

(10) a. 減量したければ、パンを食べる量を少なくしたほうがいい。

If you want to lose weight, you had better eat less bread.

b. 書類が整っていれば、すぐ帰ってよろしい。

6 日本語の条件文について

If your documents are in order, you may leave at once.

- c. もし霧がさらに濃くなれば、飛行機はコースを変更するだろう。

If the fog gets thicker, the plane may be diverted.

これらにおいては、タラでも容認可能であるが、一般的にはバのほうが自然であると思われる。それは、 S_1 が（英語の直説法に相当する）状態表現である場合には、 S_1 の真偽値は発話時においてまだ確定しておらず、よって、話者がその真偽値そのものを問題にするコンテクストが十分可能なためである。これが「 S_1 タラ」になると、 S_1 の真偽値そのものは問題とされなくなってしまうために、 S_1 の真偽値を発話時において問題にしているといった、「 S_1 バ」のもつ現場性のニュアンスはなくなってしまうといえる。

次は英語の仮定法過去の条件節に相当する用法であるが、まずは S_1 が状態表現である場合である。

- (11) a. 暇があれば、彼女とデートできるのに。

If I had time, I would be able to go out with her.

- b. 地図を持っていれば、君に貸してあげるのだが。

If I had a map, I would lend it to you.

- c. 会社の近くに住んでいれば、仕事に間に合うのだが。

If I lived near my office, I'd be in time for work.

- (12) a. 僕が鳥だったら、君のところへ飛んで行くのに。

If I were a bird, I would fly to you.

- b. 1億円あったら、どうしますか？

If you had a hundred million yen, what would you do?

c. 僕が君だったら、警察に言うだろうね。

If I were you, I would tell the police.

(11)(12)は、それぞれ、タラ・バどちらも可能ではあるが、一般的傾向としては、(11)においてはバのほうが、(12)においてはタラのほうが少なからず自然であって、何らかのタラ・バの使い分けの原理が働いていると思われるが、これについては次のように考えたい。

まず(11)の S_1 においては、例えば、「暇がある」「地図を持っている」といったことは、現実には成立していないことであるが、これらは十分可能でありえた事柄であって、その真偽を問題にするに値する内容を含んでいるといえる。よって、これらにおいては、可能でありえた「暇がある」「地図を持っている」が、現実の状況である「暇がない」「地図を持っていない」と対比され、とりたてのバが用いられるのである。また S_1 の真偽値が問題にされていることから、 S_2 もそれのみで自立して成立しうる命題となり、 S_2 の「デートできるのに」「君に貸してあげるのに」には、発話時の話者の感情がストレートに現れているといえよう。

しかるに(12)においては、 S_1 の「僕は鳥である」「君に1億円ある」といった内容が偽であることは明白にすぎ、 S_1 はその真偽値を問題にするに値する情報を含んでいるとはいがたく、つまりは発話時において、 S_1 と not S_1 の対比に焦点はなく、ひたすら、 S_1 が真であると仮定したときの S_2 の結果に焦点をおくほうが自然であり、タラが用いられることになると思われる。よってこの場合、例えば、「君のところに飛んで行くのに」という S_2 の願望は、あくまで、「僕が鳥である」という仮想世界においての、いわば条件つきの願望なのであって、(11)におけるように、 S_2 それ自体に、直接に、話者の感情は表出されていないといえよう⁽⁴⁾。

次に S_1 が動作表現である場合の英語の仮定法過去の条件節に相当する用法におけるタラ・バの使い分けについてみてみよう。

8 日本語の条件文について

(13) a. 家が見つかれば、ここに住みたいのだが。

I should like to live here if I could find a house.

b. 彼は医師の忠告に従えば、間もなく回復するだろうに。

If he took his doctor's advice, he might soon be well again.

c. 彼はタバコを少なくすれば咳もよくなるのに。

If he smoked less, his cough would get better.

(14) a. くじで大きな賞に当たったら仕事はやめるだろう。

If I won a big prize in a lottery, I'd give up my job.

b. だれかが私をゆすったら、私は警察に知らせるでしょう。

If someone tried to blackmail me, I would tell the police.

c. もし車で川へ突っ込んだら、外へ出られるだろうか。

If you drove your car into the river, would you be able to get out?

(13)においてはバガ、(14)においてはタラが自然であるが、まず(13)においては、「見つからないがもし見つかれば」「忠告に従わないがもし従えば」というふうに、現実の状況そのものを問題にして、現実に反する事態のとりたてに焦点がありバガ用いられるということである。これに反し、(14)における S₁ の内容は、「くじで大きな賞に当たる」「だれかが私をゆする」といった生じる可能性のきわめて低いほとんど偶発的とさえいえるような出来事といえる。さて偶発的な出来事が問題となるのは、まさにそれが現実に生じた場合であるが、しかるにその事態の発生については、話者は何ら責任を持ちうるはずもなく、よってその設定自体に責任をもつバよりは、あくまで単なる仮定として設定するタラのほうが自然であるということになろう。

次に英語の仮定法過去完了の条件節に相当する用法における、タラ・

バの使い分けであるが、過去に生じてしまった出来事は、すでに、その真偽値が確定しており、よって、状態表現の一種とみなしてよく、日本語では、この状態性が「……イタラ」「……イレバ」という形で表されている。もっとも、仮定法過去完了の条件節に対応する日本文については、「……イタラ」のほうがはるかに多く、このことは、比較的に「バ」も多く用いられる仮定法過去の場合と比べ著しい対照をなす。

- (15) a. もっと早めに立っていたら、バスに乗れただろうにね。
 If you had left earlier, you would have caught the bus.
- b. 天気がよかつたら、散歩に行ったかもしれない。
 I might have gone for a walk if it had been fine.
- c. そのことを私に話してくれていたら、あなたのお手伝いをしたのに。
 If you had told me about the problem, I would have helped you.

これは、真偽がすでに確定している過去の出来事については、今さら、その真偽をとやかく問題にするよりは、その真偽はもはや変更できないものとして、「もし……だったらどうなっていたのか?」という、 S_1 の事態が実現していたとの仮想世界において、何が生じていたのかという S_2 のほうに焦点をおくほうが自然なためと思われる。次もそのような仮定法過去完了に相当する例である。

- (16) クレオパトラの鼻がもう少し低かったら、世界の歴史は変わっていただろう。
- (17) ある物好きの計算によると、この年、ぼくはあと 13 個の四球をえらんでいたら、首位打者と打点の二冠王になっているはずだった

10 日本語の条件文について

そうだ。打数が13へると、打率は3割2分6厘4毛となり、ワンちゃんを7厘抜く勘定になるのだという。これもまた“タラ”的話である。
(長島茂雄『燃えた、打った、走った!』)

もっとも、これらの例においても「……イレバ」の形は可能ではある。しかし、この形においては、 S_1 の真偽性が問題にされるところから、過去の出来事をまだあきらめきれないでいるといったニュアンスが生じ、またこの場合、 S_1 が独立した真偽値を持つ命題として扱われることから、 S_2 も独立した命題として扱われ、それ故、発話時の話者の感情が、 S_2 にそのまま表出されることになる。よって、 S_1 が実現しなかった結果として生じた S_2 の事態が今もって尾を引いている、あるいは、 S_1 の事態が生じなかつたことを、今もって残念がっている、悔やんでいるといったコンテクストにおいては、「……イレバ」がふさわしいと思われる⁽⁵⁾。

(18) a. 当時ダムが建設されていれば、その問題は起らなかつたろうに。

If the dams had been built then, the problem would not have arisen.

b. 私の指示に従つていれば、困ったことにはならなかつたのに。

You wouldn't have got into trouble if you had obeyed my instructions.

c. 昨夜映画に行っていれば、いい映画が見られたのに。

If you had gone to the cinema last night, you would have seen a good film.

次もこのような過去の出来事を悔やんでいる例といえよう。

- (19) 走墨には自信があった。セカンドから犠飛でホームインしたこともある。昭和33年には、幻の30号ホーマーがなければ、新人で3割30ホーマー30盗塁を達成していた⁽⁶⁾。

(『燃えた、打った、走った！』)

- (20) あのまま、突っ走れば、あの老人に顔を見られることもなかったのに、なぜか、一瞬の迷いが、老人の安否を気づかわせたのだろう（おれとしたことが、ドジな話だよ）。彼は、後悔していた。

(和久峻三『新幹線多重衝突セヨ』)

結局、S₁ タラ、S₁ バの使い分けについては、英語の仮定法に相当する用法の場合であっても、これまで述べてきた次の原理が依然として有効であるということである。

- (21) S₁ タラ… S₁ の真である、もしくは、実現した事態が単に設定された場合

S₁ バ … S₁ の事態のとりたてに話者の主張がある場合

最後にまとめとして次の例をみてみよう。

- (22) a. この空を飛べたら
b. 夢で会えたら
- (23) a. よせばいいのに
b. 人生が二度あれば

これは四つとも歌の題名であるが、(22)ではタラが、(23)ではバがふさわしく、その逆はきわめて不自然なものとなってしまう。

(22)は、単に「この空を飛べる」「夢で会える」という事態の実現の願望

12 日本語の条件文について

を歌ったもので、「現実には飛べないが……」といった現実との対比は考慮されていないといえる。つまり、現実についてはふれられず、ただ単に、 S_1 の実現した夢の世界が提示されているのである。

一方、(23)においては、 S_1 の「よす」「人生が二度ある」といった事態は、「現実にはよきない、二度ない」とこととの対比としてとらえられ、まさにその対比に焦点があるのである。殊に(23)bにおいては、「人生が二度ない」ことは明白であり、そのことは百も承知しつつも、なおかつあきらめきれず、「人生が二度ある」ことの真偽性を問題にしているといえよう。このような例については、(22)のいってみれば屈託のない単なる願望に対して、屈折した願望ということがいえるかもしない。

2.3. 今度は、次の例について考えてみよう。

- (24) a. よろしければ、持って行ってください。
b. よろしかったら、持って行ってください。

佐川（1972：47－48）は、本稿とは全く別の論点、すなわち、「タは完了を表し、ルは未完了を表す」とする論点から、(24)a と(24)b の違いを論じ、次のように述べている。

『(24)a が用いられると言われた相手は持って行きにくくなるのに対し、(24)b の場合は素直に持って行ける感じがする。これは「よい」という判断が(24)a では未だ為されていないことを、話し手が相手に暗に押しつけているからではないかと思われる』

確かに(24)についての佐川の観察はあたっているように思われる。次の(25)(26)についても、バは少なからず不自然であり、タラのほうが自然である点においては、(24)の例と同じように考えてよいと思われる。

- (25) a. よろしかったら、どうぞ休んで下さい⁽⁷⁾。
 b. よろしかったら、今晚とまつていったらどうです。
- (26) a. よろしかったら、パートナー⁽⁸⁾。
 b. よろしかったら、お二人で。

しかし、このような例において、バが少なからず不自然である理由については、佐川とは全く別の見方が可能であると思われる。

まず、(24)(25)(26)についていえることは、どれも、S₂は相手のとる行動を表しているということである。ところで、相手にある行為を勧めるのに、その条件として、バによって、その行為に対する発話時の相手の「よい」という内的感情を話者がとりたて、そこに焦点をおくことは、いわば、主導権を話者が握ってしまうことになるといえる。更に、S₁の「よろしい」は、発話時において真偽値を持つので、それをとりたてるということは、佐川の見解とは逆に、「よい」という判断を相手に暗に押しつけることになってしまうといえよう。このことは場合によっては、相手に、自分の心中をのぞかれたような気分にしてしまうことにもなりかねない⁽⁹⁾。

つまり、相手にある行為を勧めるには、相手がその行為をするかしないかの決定権は相手にゆだねるべきであって、話者がその条件設定に焦点をおくことは、相手に許可を与えていたといったニュアンスが生じ、ここに不遜さ、不自然さが生じてくるように思われる。

確かにタラも条件の設定ではあるが、これはあくまで、「よい」という判断が下されたという状況設定の仮定なのであって、その状況設定自体に話者の主張はなく、焦点はあくまで、その仮定の下でのS₂にあるのである。よって、「よろしかったら」の場合は、行動の決定権が相手にゆだねられているといつてもよく、そのため、控え目な提案といったニュアンスが出てくることになると思われる。

14 日本語の条件文について

ところが次の(27)のような例においては、タラのほうが多少ていねいなひびきはあるものの、バにおいても、(24)(25)(26)におけるような不自然さは全くないといえる。

- (27) a. よろしければ、こちらで切符を手配いたします。
b. よろしければ、こちらから連絡させていただきます。

この違いは、(27)においては、 S_2 が相手の行動ではなく、話し手自身の行動を表しているというところにある。 S_2 は話し手自身の行動であり、かつ相手の利益となることであるので、いわば、話者が主導権を握って、相手の意向そのものを問題にしても、失礼にはならないのである。むしろ、バにすることによって、 S_2 に話者の心的態度が直接反映されることになり、話者の積極性が表明されることにもなるといえよう。一方、タラになると、 S_2 の話者の行動は、 S_1 が成立したとの仮定の下でのことになるので、遠慮がちなニュアンスが出てくるといえる。

このようなタラ・バの使い分けは、当然のこととして、 S_1 が「よろしい」以外の発話時の相手の意向を伺う表現にも適用される。例えば、次の(28)では、相手に S_1 の行為をお願いする文であるのでタラのほうが自然であるが、逆に(29)においては、 S_2 は相手のためとなる話し手の行為を表し、かつ発話時の話者の積極性を表明する文であるので、バのほうが好まれると思われる⁽¹⁰⁾。

- (28) 手伝って { いただけたら,
 (?) いただければ, } 仕事がはやくすみます。

If you will help, we'll finish sooner.

- (29) 少しお待ち $\left\{ \begin{array}{l} (?) \text{ いただけたら,} \\ \text{いただければ,} \end{array} \right\}$ ジョーンズさんは手があいて
いるかどうかみてまいります。

If you will wait a moment, I'll see if Mr Jones is free.

3. さてナラについてであるが、ナラについては、すでに尾野（1989, 1993）でふれられているので、ここではごく簡単にふれておくことにする。

尾野（1993）では、「 S_1 ノナラ S_2 」を、「 S_1 ノナラ」において、 S_1 の命題の真偽性そのものを発話時において問題にし、それに対する reaction を「 S_2 」で表すというふうにとらえ、「 S_1 ノナラ」と「 S_2 」をそれぞれ次のように定義した⁽¹¹⁾。

- (30) 「 S_1 ノナラ」は、発話時において、話者が S_1 の命題の真偽値にコミットし、その真偽性そのものを問題にする。よって、 S_1 はそれに値する情報を含んでいなければならない。
- (31) 「 S_2 」は、判断・意志・決意・要求・命令といった、発話時において生じた、話者の心的態度を表す。

要するに、 S_1 と S_2 は、共に発話時の話者の心的態度の表出であり、それぞれ独自のモダリティを持つということになる。

まず、(30)の制約がかかわってくるのは、例えば、次のような例である。

- (32) a. * 12月になるなら、ボーナスがもらえます。
 b. * 夜になるなら、気温が下がります。
- (33) a. * 僕が行くつもりなら、太郎もそのつもりでしょう。
 b. * (私が) 寒いなら、もっと着ます。

16 日本語の条件文について

つまり, S_1 ナラにおいては, 義務的に S_1 が真偽性を問題にするに値する情報を含んでいると解され, その真偽性そのものが問題になる。しかるに, 「12月になる」「夜になる」, あるいは, 自分にとって「自分が行くつもりである」「自分が寒い」といったことは, 明白な真であるにもかかわらず, その真偽を問題にするところから, 非文となるのである⁽¹²⁾。

一方, (31)の制約がかかわってくるのは次のような例である。

- (34) a. *太郎が来るなら, 花子が帰ります。[単純未来]
- b. 太郎が来るなら, 私は帰ります。[決意]
- (35) a. *寒くなるなら, 暖房が入ります。[単純陳述]
- b. 寒くなるなら, 暖房を入れます。[意志]
- (36) a. *太郎が来たなら, 花子は帰った。[単純過去]
- b. 太郎が来たなら, 花子は帰ったに違いない。[判断]

(34)a(35)a(36)a が容認されないのは, いわゆる単純未来や単純陳述が, 発話時において S_1 に触発された話者の心的態度の表出としてはふさわしくないためであり, 一方, (34)b(35)b(36)b が容認可能なのは, 決意・意志・判断といったものが, 発話時における話者の心的態度の表出でありうるためである。

最後に, 次の(37)(38)に対する町田 (1989: 93) の分析を, 本稿の立場から検討してみることにする。

- 『(37) a. ?もし今お金があるなら, 車を買いたいのだが。
 - b. もし今お金があったら, 車を買いたいのだが。
 - (38) a. *もし明日地震が起こるなら, 大惨事になるだろう。
 - b. もし明日地震が起こったら, 大惨事になるだろう。
- つまり, 「ル」形はその本来の意味通り, 現在あるいは未来において

ある事象が真であると主張するものであるのに対し、「タ」形は同じ時点においてある事象が真ではないことを主張するのである。従って、条件文の前件に「ル」形を使用するためには、現在において真である、あるいは未来において真となることが確定している事象がそこに現れていなければならない⁽¹³⁾。

(39) もし今お金があるのなら、どうして私に貸してくれないのですか。

(40) もし気象庁が予報するように明日地震があるのなら、食料や水を用意しておかねばならない。』

まず、町田は、「タ」は非実現を表すとしているが、この分析では、例えば次の(41)のような S_1 が実現することが確定している場合のタラ、あるいは(42)のような、 S_1 が発話の時点で真である可能性のあるタラの用法を、別個のタラの用法としなければならない不都合さが生じてしまうことになる⁽¹⁴⁾。

(41) a. 9時になったら、テレビを見ます。

b. 卒業したら、国に帰ります。

(42) a. お金があったら、貸して下さいよ。

b. 暑かったら、窓を開けてもいいですよ。

「ル」についても、ル形はある事象が真であることを主張するとする考えは、次のようなやはりル形である(43)のような例については困ってしまうことになる。

(43) a. (=11)a) 暇があれば、彼女とデートできるのに。

b. (=11)b) 地図を持っていれば、君に貸してあげるのだが。

18 日本語の条件文について

もっとも、町田はこうした反例については、『もちろん、「もし～ならば」という形で前件が真でないことをそもそも表示しているのではあるが、これは単なる仮定であって、前件が偽であることを積極的に表示するものではない』と答えているが、もちろん、この説明はその場限りのものでしかないといえる。むしろ事実は町田の見解とは逆に、(43)の「暇があれば」「地図を持っていれば」は、偽であることを積極的に表示している形とみるべきだろう。

これに対し、この問題については、本稿の見地からは、(30)と(31)のナラ構文の制約でもって説明することが可能である。

まず、(37)a の不自然さは、自分が今お金を持っているかどうかは、自分には明白なことであるにもかかわらず、その真偽性を問題にすることから生じているのである。つまり、(37)a の S_1 は、その命題の真偽性を問題にするに値する情報を含んでいず、よって、制約(30)に違反しているのである。

一方、(38)a では、 S_2 についての(31)の制約がかかわってくる。すなわち、 S_1 において、「地震が起こるなら」と、起こることの可能性 자체を問題にしているのに、 S_2 で、 S_1 が実現したあとに生じることを、単純未来として述べることは、発話時において生じた心的態度としてはふさわしくないのである。よってこのような場合においては、次の(44)のように、 S_2 で「 S_1 の実現以前にとるべき行動」といったことを述べると、(31)の制約に従うことになり、容認可能な文になるといえる⁽¹⁵⁾。

- (44) もし明日地震が起こるのなら、食料や水を用意しておかねばならない。

すなわち、(40)の例文が容認可能となったのは、「気象庁が予報するようにな」の語句がつけ加えられたためではない。この語句は別になくてもよ

いのである。

4. 最後にトであるが、まず § 4.1. でトの基本的意義特徴について明らかにし、この観点から、§ 4.2.において、「 S_1 ト S_2 」構文の持つ制約について検討する。§ 4.3. では、勧誘と警告の用法におけるタラ・バ・トの使い分けについて考察することによって、タラ・バ・トの用法の語用論的側面について論じることにする。§ 4.4. では、警告を表す用法におけるトと英語の be going to の類似性についてふれることにする。

4.1. さて、トについてであるが、これは今まで述べてきたタラ・バ・ナラとはいささか異質な面がある。

すでにみてきたように、「 S_1 タラ S_2 」は、発話時の話者が、意図的に設定した S_1 の仮想世界において生じる S_2 の記述であり、また「 S_1 バ S_2 」は、 S_1 をとりたて、 S_1 と S_2 の因果関係そのものに対する話者の責任を表明した文であり、また「 S_1 ナラ S_2 」は、 S_1 、 S_2 共に発話時の話者の心的態度の表明とでもいえる文である。

要するに、タラ・バ・ナラ構文においては、 S_1 の設定と、 S_1 と S_2 の結びつきには、発話時の話者の意向・主観がはっきり反映されているということである。これに対し、「 S_1 ト S_2 」構文は、「 S_1 ト S_2 」で述べられる対象を、ただあるがままに記述しただけであり、よって、 S_1 と S_2 の結びつきに、発話時の話者の意向・主観は何ら反映されていないということになる⁽¹⁶⁾。

あるがままの記述ということであるが、これには、知識としての事実の記述と、事象・事態の描写・観察行為の大きく二つに分けられると思われる⁽¹⁷⁾。

まず事実の記述であるが、これには(45)のような一般的な事実もあれば、(46)のような個別的な事実もある。

20 日本語の条件文について

(45) a. 春が $\left\{ \begin{array}{l} \text{来れば} \\ \text{来ると} \end{array} \right\}$ 花が咲く。

b. お金が $\left\{ \begin{array}{l} \text{あれば} \\ \text{あると} \end{array} \right\}$ 気が大きくなる。

(46) a. 田中さんは 5 月に $\left\{ \begin{array}{l} \text{なったら} \\ \text{なれば} \\ \text{なると} \end{array} \right\}$ 結婚します。

b. 100 名を $\left\{ \begin{array}{l} \text{こえたら} \\ \text{こえれば} \\ \text{こえると} \end{array} \right\}$ 締め切れます。

(45)においてはバ、(46)においてはタラ・バも可能ではあるが、トにおいては、あくまで「 S_1 ト S_2 」全体としての事実の存在を客観的に記述したものであって、「 S_1 ト」それ自体の設定には、タラ・バのようにには、発話時の話者の意向は反映されていないといえる。

よって、一般的な事柄を表す場合であっても、ことわざや格言には、トは用いられない。

(47) 風が $\left\{ \begin{array}{l} \text{吹けば} \\ * \text{吹くと} \end{array} \right\}$ 桶屋がもうかる。

(48) 無理が $\left\{ \begin{array}{l} \text{通れば} \\ * \text{通ると} \end{array} \right\}$ 道理が引っ込む。

これは、ことわざや格言は、客観世界の事実の事柄とはみなされがたく、 S_1 と S_2 の因果関係の主張に焦点のある、人々のものの見方を反映したものだからである。

次は事象・事態の描写・観察行為であるが、そもそも描写の対象は、

具体的・個別的なものであるといえる。また描写には必ず視点が存在するが、視点の位置については、「 S_1 ト S_2 」において、「 S_1 ト」の視点が発話時の話者に一致する場合と、「 S_1 ト」には発話時の話者が関与していない、いわゆる「語り手」の視点である場合の二つに分けられると思われる。

まず、描写の視点が発話時の話者である場合であるが、これは、 S_1 、 S_2 の事態が発話の現場でまさに生じた場合と考えてよい。次がそのような例である。

(49) 君が $\left\{ \begin{array}{l} * \text{そう言ったら} \\ * \text{そう言えば} \\ \text{そう言うと} \end{array} \right\}$ 私もそんな気になる。

(50) よく $\left\{ \begin{array}{l} * \text{見たら} \\ * \text{見れば} \\ \text{見ると} \end{array} \right\}$ そんなに若い人でもなさそうだ。

次もこのような例と考えられよう。

(51) 電気洗濯機が $\left\{ \begin{array}{l} * \text{あつたら} \\ * \text{あれば} \\ \text{あると} \end{array} \right\}$ 便利ですね⁽¹⁸⁾。

(52) 君が $\left\{ \begin{array}{l} * \text{いたら} \\ * \text{いれば} \\ \text{いると} \end{array} \right\}$ 心強い。

このような場合においては、タラ・バが容認されないが、それは、発話の現場すでに存在している S_1 、 S_2 の事態と、タラ・バの意図的条件

22 日本語の条件文について

設定による意見として述べることが、そもそも相容れないためと思われる。

さて次は、「 S_1 ト」に発話時の話者が関与していない、いわゆる「語り手」の用法の例である。

- (53) 国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。(川端康成『雪国』)
- (54) 飛行機が房総半島の上空にさしかかり、高度を下げてくると、彼は窓のシェードをあげた。 (夏樹静子『Mの悲劇』)
- (55) この家のベランダの下から、百メートルあまり沢をくぐると、両側から鋭い崖が海へ落ち、V字形の空間の底に、わずかな砂浜がのぞいている。 (『Mの悲劇』)

これらは、「 S_1 ト S_2 」において一連の出来事・事象が述べられているが、タラにもそのような用法はある。

- (56) トンネルを出たら、雪がひどく積もっていた。
- (57) 先生のお宅へ伺ったら、先生はおるすでした。

しかし、(53)のような例でトをタラにすると、およそ不自然で、異なった意味あいが生じてしまう。

- (58) *国境の長いトンネルを抜けたら、雪国であった。

すなわち、(53)の S_2 の事態は、 S_1 の事態が実際に進行している現場の視点で描かれている感じがするのに対し、(58)においては、(56)(57)のように、話者が発話の時点で、「トンネルを抜ける」という過去の出来事を振り返って語っているといった、「語り」の文脈にはおよそふさわしくない“発

話時の話者”が感じられてしまうのである。

ここで、「 S_1 ト S_2 」を次のようにまとめることにする。

- (59) 「 S_1 ト S_2 」は、「 S_1 ト S_2 」全体としての事実の記述、もしくは、話者・語り手による一連の「 S_1 ト S_2 」の事象・事態の描写・観察を表す。

事実の記述であれ、事態の描写であれ、共通していることは、「 S_1 ト S_2 」で描かれる対象が、いわば記述に先立ってすでに存在しているということであり、このことは必然的に、「 S_1 ト S_2 」の対象が、話者もしくは語り手によって客体化されえるものであることが要求されるということにつながる。

- (60) 「 S_1 ト S_2 」で記述される対象は、発話時の話者、もしくは語り手によって、客体化されえるものでなければならない。

森田(1980:398)は先の(49)(50)の例において、 S_2 が「そんな気になった」「若い人でもなかった」といった過去表現になると、「と」では不自然であり、 S_1 の条件形態を「たら」に変えねばならないと述べている。

- (61) 君が $\left\{ \begin{array}{l} \text{そう言ったら} \\ * \text{そう言うと} \end{array} \right\}$ 私もそんな気になった。

- (62) よく $\left\{ \begin{array}{l} \text{見たら} \\ * \text{見ると} \end{array} \right\}$ そんなに若い人でもなかった。

確かに容認性については、森田のいう通りではあるが、その理由については森田は何も述べていない。しかしこれは、(61)(62)のような「私」が

現れているコンテクストにおいては、発話時の話者の視点で過去を振り返って語ることが一般的であるため、タラが用いられるのであって、逆に次の(63)のような「私」が現れない語りのコンテクストにおいては、発話時の話者の視点で述べられるタラは、不自然になると思われる。

- (63) 太郎に $\left\{ \begin{array}{l} *\text{そう言われたら} \\ \text{そう言われると} \end{array} \right\}$ 花子もそんな気になった。

要するに、森田の考察においては、視点の概念が欠如していたということになろう。

4.2. 「 S_1 ト S_2 」構文については、 S_1 の動作表現・状態表現といったタイプにかかわりなく、 S_2 には、意志・決意・要求・命令・依頼・禁止といった表現が生じえないというよく知られた制約が存在する。

- (64) a. *太郎が来ると帰ります。
 b. *夏になるとニューヨークに行って下さい。
 c. *図書館に行くとその本を借りて来て下さい。
 d. *午後になると勉強しなさい。
 e. *雲っていると散歩してはいけません。

この制約については久野（1973）をはじめとして、多くの文献においてふれられているが、ただ単に『 S_2 は命令・要求・決意を表すことが出来ない（久野、1973：120）』と述べられているだけで、そもそも、なぜこのような制約が存在するのかについての考察はほとんどなされていないといえる⁽¹⁹⁾。しかし、「 S_1 ト S_2 」構文の本質を(59)のようにみなす本稿の観点からは、(64)の非文法性を次のように説明することができると思わ

れる。

すなわち、(64)の命令・要求・決意といった表現はすでに述べてきたように、発話時の話者の心的態度の表出ともいいうべきものであって、これらの文の視点は、発話時の話者でしかありえない。一方、「S₁ ト S₂」構文においては、(60)の制約によって、これらの心的態度が客体化されることが要求される。しかるに、このような心的態度を話者が同時に客体化することは不可能であり、よって、S₂ には、このような心的態度は生じないということになる。

発話時の話者の願望を表す「～したい」が S₂ に生じえないことも同様に説明できよう。

(65) a. (=5)) *仕事が終わるとビールが飲みたい。

b. (=6)) *東京に行くと本屋によりたい。

S₂ に発話時の話者の心的態度を表す表現は生じないとする制約は、何も(64)や(65)のような表現に限られたことではなく、次の(66)のような、「きっと」や「たぶん」といった法副詞にも適用されると思われる。なぜなら、このような法副詞も話者の心的態度の表出そのものであり、同時に話者が客体化することは不可能だからである。

(66) この薬を $\left\{ \begin{array}{l} \text{飲んだら} \\ \text{飲めば} \\ *\text{飲むと} \end{array} \right\}$ きっと病気が直ります。

S₁ についても、「もし S₁ ト」や「S₁ さえト」といった、「もし」や「さえ」が S₁ に生じにくいことも、このような表現が話者の主観を表すものであり、よって、客体化されにくいということから説明されると思われ

26 日本語の条件文について

る。

- (67) もしこのまま雨天の日が $\left\{ \begin{array}{l} \text{続いたら} \\ \text{續けば} \\ * \text{続くと} \end{array} \right\}$ 農作物に被害が出始めるだろう⁽²⁰⁾。

- (68) 彼は十分な睡眠を $\left\{ \begin{array}{l} \text{とりさえしたら} \\ \text{とりさえすれば} \\ * \text{とりさえすると} \end{array} \right\}$ きげんがよい。

更にこの構文については、『条件句に、「……だろうと／……たと」の未来形や過去形は現れない（森田、1980：399）』ことも指摘されているが、これは、「だろう」や「た」が発話時の話者の心的態度の表出に他ならないためである。

また、英語の仮定法の条件節に対応する日本文としては、仮定法過去であれ仮定法過去完了であれ、トは用いられない。なぜなら、仮定法というものが、そもそも、事実の記述や事態の描写ではなく、発話時の話者の主観である想像世界の事柄を述べたものだからである。

- (69) (=11)a) If I had time, I would be able to go out with her.

暇が $\left\{ \begin{array}{l} \text{あつたら} \\ \text{あれば} \\ * \text{あると} \end{array} \right\}$ 彼女とデートできるのに。

- (70) (=15)a) If you had left earlier, you would have caught the bus.

もっと早めに立って $\left\{ \begin{array}{l} \text{いたら} \\ \text{いれば} \\ * \text{いると} \end{array} \right\}$ バスに乗れただろうにね。

総じて、発話時の話者の意向・主観の反映は、対象を客体化して述べる「 S_1 ト S_2 」構文とはなじまないということがいえると思われる⁽²¹⁾。

4.3. まず次の例をみてみよう。

- (71) この薬を $\left\{ \begin{array}{l} \text{飲んだら} \\ \text{飲めば} \\ ?\text{飲むと} \end{array} \right\}$ 病気が治ります⁽²²⁾。

このようなはっきりした勧誘を表す場合は、バが最もふさわしいことはすでに前号の § 1.4.1.2. で述べたが、タラでも十分容認可能である。しかし、トでは少なからず不自然な感じがある。

この容認性の判断は次の文でも全く同じである。

- (72) タクシーで $\left\{ \begin{array}{l} \text{行ったら} \\ \text{行けば} \\ ?\text{行くと} \end{array} \right\}$ 間に合います。

ところが逆に次の(73)(74)の例においては、タラ・ト共に可能ではあるが、トのほうが心持ち緊迫性が感じられ、バはほとんど容認されがたく、容認性については(71)(72)とは全く逆の結果になっている。

- (73) その薬を適量以上 $\left\{ \begin{array}{l} \text{飲んだら} \\ * \text{飲めば} \\ \text{飲むと} \end{array} \right\}$ 副作用がでてくるよ。

(74) タクシーで $\left\{ \begin{array}{l} \text{行ったら} \\ *\text{行けば} \\ \text{行くと} \end{array} \right\}$ かえって時間がかかるよ。

(73)(74)において、バがふさわしくないのは、前号の § 1.4.1.2. で述べたように、 S_2 の「副作用がでてくる」「かえって時間がかかる」が好ましくない事態であるにもかかわらず、 S_1 がコントロール可能な動作であるために、 S_1 の行為を勧める勧誘の文に解釈されてしまうためである。

さて問題となるのは、(71)(72) と (73)(74) におけるトの容認性の逆転であるが、少なくともこれらの例からいえることは、トは警告や忠告においては好まれるが、勧誘においては好まれないということである。実際これは正しい観察であると思われるが、なぜそうなるのかについては、警告・勧誘というもののそれぞれの性質について考える必要がある。

そもそも、警告や勧誘の文についていえることは、発話時において、相手に S_1 の行為をさせるあるいはさせないために発せられる、発話の現場に依存した文であって、 S_1 の内容は、発話の現場でまさに問題にされている事柄であるということである。

このことを考慮に入れ、まず、警告・忠告の場合について考えてみよう。例えば、(73)(74) は、相手に S_1 の行為をさせないようにするために発せられるのであるが、そもそも、相手に、「薬を適量以上飲む」「タクシーで行く」可能性が全くなければ、これらの警告も発せられることはないとえる。すなわち、これらの警告が発せられるのは、 S_1 の実現の可能性が少なからず存在しているからであり、ということは、 S_1 の実現の結果として生じる S_2 の最悪の事態も半ば生じつつあるとみなすこと也可能であるということである。要するに、 S_1 の実現の結果として生じる S_2 の望まれぬ事態が発話時において、すでに生じつつあるぞと脅すことによって、 S_1 の行為をさせないところにこの種の警告のねらいがあるので

あるが、このことを伝えるには、発話時において生じつつある事態の描写としての「 S_1 ト S_2 」構文がふさわしいということになろう。

もちろんこの場合、「 S_1 タラ S_2 」も十分容認可能である。ただし、タラにすると、単に S_1 が実現した未来の時点で S_2 が生じるということの記述にすぎないため、現場の描写である「 S_1 ト S_2 」の持つ、緊張感・緊迫感は感じられなくなってしまう。よって、「 S_1 ト S_2 」については「差し迫った警告」、「 S_1 タラ S_2 」については単なる「情報としての警告」ということが可能かもしれない。

勧誘の用法についてはこれとは逆のことがいえると思われる。つまり警告の場合においては、ほっておくと S_2 の最悪の事態がひとりでに生じてしまうという状況があったのであるが、勧誘においては、ほっておいては、 S_2 の事態は生じるはずもなく、望まれる S_2 の結果を得るために、 S_1 の行為を実行させるところに勧誘のねらいがあるのである。よって、この場合、 S_1 の事態は発話時において存在していないので、そもそも描写のトは用いられない。またトには事実の記述の用法もあるが、相手にある行為を勧めるのに、 S_1 とその結果として生じる S_2 を、発話時の話者の意向の反映されない単なる客観的事実として述べることは、いさか不自然であって冷たい感じがすると思われる。すなわち、勧誘の用法においては、「 S_1 ト S_2 」は、事態の描写としても、事実の記述としても、ふさわしくない面があるのである⁽²³⁾。

よって、勧誘する場合には、まずもって、 S_1 の行為を、タラ・バではつきり提示する必要がある。その際 S_2 に焦点をおくタラ、 S_1 に焦点をおくバのいずれも可能ではあるが、積極的な勧誘としてはバのほうが好まれよう。それ故、勧誘の用法においては、「 S_1 バ S_2 」を「積極的な勧誘」、「 S_1 タラ S_2 」を「情報としての勧誘」ということが可能かもしれない。この点においては、タラは、警告と勧誘のいずれに対しても中立的であるということになろう。

30 日本語の条件文について

次の(75)と(76)の容認性の差異も、(71)(72)と(73)(74)の違いと平行的に考えてよいと思われる。

(75) 彼が $\left\{ \begin{array}{l} \text{来たら} \\ \text{来れば} \\ * \text{来る} \end{array} \right\}$ うれしい。

(76) 彼が $\left\{ \begin{array}{l} \text{来たら} \\ * \text{来れば} \\ \text{来る} \end{array} \right\}$ 困る⁽²⁴⁾。

(75)ではタラ・バどちらも容認可能だが、トは少なからず不自然であるのに対し、(76)ではトの容認性が最も高い。

この例においても、(76)でトが自然であるのは、この文が、「彼が来る」という徵候が半ば存在し、よってその結果としての「困る」という事態も半ばすでに生じているということを描写することによって、「何とか彼が来ないようにしてほしい」という「差し迫った警告」を伝える文と解釈できるからである。

一方、(75)でトの容認性が最も低いことについては、現場で発せられる「うれしい」という表現には、発話時の話者の主觀が反映されているにもかかわらず、このような主觀を「S₁ ト S₂」という事実を語る形式でもって提示するところに、そもそも不自然さがあるということができよう。

これまで、差し迫った警告を表すには、タラよりトのほうがふさわしいということをみてきたが、逆に、トよりタラのほうが自然であるような警告を表す用法がある。次の例をみてみよう。

(77) よそみをして $\left\{ \begin{array}{l} \text{いたら} \\ \text{いると} \end{array} \right\}$ けがをしますよ。

(78) あぶない。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{落としたら} \\ ?\text{落とすと} \end{array} \right\}$ こわれるよ。

まず、(77)においては、意見としての警告のタラ、事態の描写としての警告のトの両方可能であるが、(78)においては、トはいささか不自然なひびきがあると思われる。これは、(78)が突発的な事態に対しての瞬間的な発話であるために、差し迫った警告のトを用いるには、その描写・観察の余裕がないためと考えられよう⁽²⁵⁾。

さてここで、警告の用法と関連して次の例についてふれておくことにする。

- (79) a. そんなことを言うと、承知しないぞ。
- b. 動くと、撃つぞ。
- c. いう通りにしないと、ドテッ腹に風穴があくぜ。

これらの例は、先に(64)の例を排除した(60)の制約、すなわち、「S₁ ト S₂」構文においては、S₂ に発話時の話者の心的態度は生じえないとする一般化の反例としてしばしばあげられてきた⁽²⁶⁾。確かに、(79)の S₂ には、警告・決意といった発話時の話者の心的態度が一見生じているようにも思える。

しかし、先の(64)の例と(79)の例には違いがあるといえる。それは(79)においては、S₁ は発話の現場でまさに生じつつある事態、S₂ はその結果として自動的に生じる事態を表しているということである。これは結局のところ、差し迫った警告を表す「S₁ ト S₂」の用法に他ならないといえる。

つまり、 S_2 は、発話時の話者の心的態度の表出ではなく、発話時においてまさに実行されようとしている行動の描写としてとらえられているのである。一方、(79)の例において、トの代わりにタラを用いると、ト構文の持つ緊迫性はかなり薄れてしまうと思われる。それは、トにおいては、 S_2 は変更の余地のない事実として提示されるところから、有無を言わせぬ迫力が感じられるのであるが、タラにおいては、 S_2 は、単なる決意表明でしかありえなくなってしまうためである。

4.4. 最後に、英語の *be going to* の警告の用法は、トの警告の用法とパラレルに考えてよいことを指摘しておきたい。

例えば、次の英文(80)は(81)の日本文のように訳されると思われる。

- (80) a. If he comes, there's going to be trouble.
b. We're going to find ourselves in difficulty if we carry on like this.
- (81) a. 彼が来ると、困ったことになる。
b. いつまでもこんなふうにしていると、我々は今ににっちもさっちも行かなくなるぞ。

(80)が警告のニュアンスを持ちうるのは、*be going to* が発話時においてすでに生じている未来の出来事に対する前段階の存在の記述を表すためと考えられる⁽²⁷⁾。すなわち、 S_2 の「困ったことになる」「にっちもさっちも行かなくなる」という徵候・兆しがすでに存在していると述べることによって、「彼が来る」「こんなことを続ける」ことは何としても避けねばならないことを伝えることになるのである。これは、(81)の「 S_1 ト S_2 」が差し迫った警告の意味を持ちうることと全く同じに考えてよい。

今度は次の例をみてみよう。(82)(83)の英文にはそれぞれ(84)(85)の日本文が

対応すると考えられる。

(82) The paint'll be dry in an hour.

(83) The paint's going to be dry in an hour.

(84) 1時間も $\left\{ \begin{array}{l} \text{たつたら} \\ \text{たてば} \end{array} \right\}$ ペンキは乾きますよ。

(85) 1時間もたつとペンキは乾いてしまうよ。

(82)の英文、(84)の日本文は共に、「1時間たつたらどうなるのか」あるいは「どの位で乾くのか」を自分の意見・推論として述べたものであるが、(83)の英文、(85)の日本文は共に、「1時間もほっとくと(不可避的に)ペンキは乾いてしまうよ(早く何とかしなさい)」⁽²⁸⁾といった警告・忠告を伝えている⁽²⁹⁾。この場合においても警告の意味あるいは「すでに乾きつつある」という事態の描写から生じていると思われる。

警告の用法との関連でつけ加えておくと、英語の命令文のあと and は「そうすれば」、or は「さもないと」という訳が定着しているが、この「さもないと」の「と」も事態の描写を表すトの用法と考えられる。

(86) Hurry up, and you will be in time.

急ぎなさい。 $\left\{ \begin{array}{l} * \text{ そうしたら} \\ \text{ そうすれば} \\ * \text{ そうすると} \end{array} \right\}$ 間に合います。

(87) Hurry up, or you will be late.

急ぎなさい。 $\left\{ \begin{array}{l} * \text{ さもなかつたら} \\ * \text{ さもなければ} \\ \text{ さもないと} \end{array} \right\}$ 遅れてしまうよ。

また、この場合においては、and は「バ」、or は「ト」以外の訳は適切

34 日本語の条件文について

でないと思われるが、これは、もっぱら、命令文+and は「積極的な勧誘」、命令文+or は「差し迫った警告」を表すためといえよう⁽³⁰⁾。

一註一

- (1) このことについては尾上(1987)の考察を参考にしている。
- (2) 「人を見たら泥棒と思え」ということわざがあるが、S₁は「人を見たら」であり、「人を見れば」ではない。これは本文(1)(2)の例と同じように、「S₁ バ S₂」構文において、S₂が命令文のときには、S₁に動作動詞は生じえないためである。
- (3) 以下の英語の例文と日本語訳については、特に、Thomson & Martinet著・江川泰一郎訳『実例英文法』(1988⁴) オックスフォード大学出版局や、垣田直巳編『英語指導法ハンドブック 5 〈英文用例編〉』(1989) 大修館書店を参考にしている。
- (4) もっとも、I wish+仮定法の構文については、この構文がもっぱら事実に反する願望を表し、「(事実は) ……でなくて残念だ」といった発話時の話者の心情を表すために、これに対応する日本文としては、「……であればいいのに」といった、バが用いられた日本文がふさわしいように思える。

{ I wish I were a bird.
鳥であればいいのに。
- (5) 森田(1989:268)にも、「ばよかった」は、実際にはそうしなかったことを後悔(自分自身の事柄)・非難(相手の事柄)する気持ちを表明する場合がかなり多いとの指摘がある。
- (6) この引用文は、本文ではなく、グラビアの第三者によるコメント記事である。
- (7) サワリー・ワッタナチョンコン(1984:58-60)は次の文の()の中に、「バ」「タラ」「ト」「ナラ」のどれが用いられるかについて、20人の日本人に調査をし、次の結果を得ている。

ヨロシイ()、ドウゾ休ンデ下サイ。

「バ」=18人 「タラ」=20人 「ト」=0人 「ナラ」=1人

この資料も、この例文においては、バよりタラのほうが自然であることを示していると思われるが、サワリー・ワッタナチョンコンはなぜこのような結果になったのかについては理解できず、次のように述べている。

『この例で、自然な表現として多く選ばれたのは「バ」と「タラ」である。「タラ」は20人(全員)とも選んだのに対し、「バ」を選んだのは18人である。これは、Yが命令表現で、Xが状態性表現であることをふまえると、これまで考察してきたことによれば、「バ」が用いられるべきである。しかし、全員

が「タラ」を用いることに自然さを認めていたにもかかわらず、「バ」を用いることには全員が自然さを認めなかつたということは、このような文の場合には、「バ」を認めない人がいるということを証していると言えるだろう』

- (8) (26 a) はタバコの(26 b)はウイスキーのコマーシャルである。
- (9) 富田 (1991:113) には、「バ」についての解説の中で、以下の記述がある。
『また、その場の状況によって相手の気持ちを推測して「ば」を使って言うこともあります。

例えは、切手を友達に見せているとき、友達が、じっと、その切手を見つめているのを見て、欲しいかもしないと思った場合に、「(あなたが欲しいか、欲しくないか分かりませんが), 欲しければ、1枚あげますよ」「(あなたが欲しくなければ、べつに、あげませんが), 欲しければ、1枚あげますよ」というような言い方をします』

しかしこの場合は、「欲しかったら、1枚あげますよ」というべきだろう。「欲しければ」では、まさに佐川の指摘するように、相手はもらいにくくなると思われる。

- (10) それ故、次のように話者がある行為を強く相手にお願いする時は、バが用いられると思われる。

{ I should be grateful if you would reply urgently.
返事を至急いただければ、ありがとうございます。

- (11) 田野村 (1990) は「ナラ」にも「実情仮定」と「状況設定」の2種類あることを指摘しているが、本稿で扱うのは「実情仮定」の「ナラ」である。
- (12) ここに、命題の真偽値を問題にする際ににおける、バとナラの違いがある。つまり、S₁ナラにおいては、S₁の条件として、その命題の真偽値が客観的に明白なものはS₁に生じえないという制約があるが、S₁バにはこのような制約は存在しない。この違いは、ナラが外から与えられた情報の真偽値に対する受動的なコミットであるのに対し、S₁バにおいては、S₁の設定、すなわちS₁の真偽値へのコミット自体がそもそも話者の意図によるものであることから生じるといえよう。

このことに関連し次の例をみてみよう。

{ a. 買物に行くのなら、牛乳を買って来て下さい。
b. 買物に行くならば、牛乳を買って来て下さい。

この場合、aにおいては、S₂はreactionとして発せられるのに対し、bにおいては、発話に先立って、話者の発話の意図はすでに存在していたことになる。

- (13) 結果的に、この町田の分析は、先の佐川の分析とは全く逆になっているのは興

36 日本語の条件文について

味深い。

- (14) このような、タが過去を表すとする分析は例えば安藤(1987²:417)にも見受けられる。『このように、『現在の事実に反対の仮定』をするときは、英語では必ず仮定法過去が用いられる(日本語でタ形を使うのも同じ心理である)』しかしこの説明では、未来の仮定を表すタラ、あるいはバが用いられる仮定法過去、仮定法過去完了については、答えることができないと思われる。
- (15) このことについては、尾野(1993)も参照のこと。
- (16) もっともこの構文を用いること自体は、そもそも話者の意図によるものであり、その意味では話者の意向が反映されていることはいうまでもないことである。
- (17) もっとも、事実の記述と事態の描写の区別はあくまで便宜的なものであって、両者は多分に連続的なものである。
- (18) これは電気洗濯機を目の前にしての発言である。このことについてはMura-yama(1985:142)を参照のこと。
- (19) 例外的に国広(1982:268-84)はこの問題について考察をくわえている。国広は「ト」の意義素を次のようにまとめている。

ト:<[[P₁] ト [P₂]] 時制辞>文法的特徴。

<命題P₁とP₂を同じ資格のものとして結ぶ>

<P₁, P₂は時間的に前後して起こり、統一的関連性で結ばれている>

よって、「ト」はSではなくP(命題)を結ぶのであるから、そもそもPには話者の心的態度は現れようがないということになる。

確かに、このことについては国広の指摘する通りではあるが、トについては本稿で述べたようなアプローチもまた必要であると思われ、よって便宜上、「P₁ ト P₂」ではなく「S₁ ト S₂」という表示を用いることにする。

もっとも、この国広の分析は、「時」を表すトに限られているので、「タイヤは古いとあぶない」「学生だと割引がある」のような一般命題については、「P₁とP₂は同じ資格のものである」「P₁, P₂は時間的に前後して起こる」といった意義特徴はあてはまらないといえる。

- (20) しかし、(67)の例文は次のようにS₁に「ようだ」がつくと容認可能になると思われる。

もし、このまま雨天の日が続くようだと、農作物に被害が出始めるだろう。次の文も同様である。

もしこのまま負けがこむようだと、巨人の優勝はむずかしくなるだろう。

これらの文には何ら不自然なところはなく、S₁, S₂には話者の主観は生じえないということに対する重大な反例のようにも一見思える。しかしこの問題については、これらの文の前件を、「[[[もしこのまま負けがこむ] よう] だ] と」

のように分析することによって解決されると思われる。つまり「もし……負けがこむ」は「よう」によって客体化されているのである（この分析は、「ようだ」は形式名詞「よう」に形式動詞「だ」が下接したものとする北原（1981：372）に基づいている）。

また、これらの文のS₂の「だろう」についても、これは明らかに発話時の話者の心的態度を表す助動詞であり、よって、これらの文は「S₁ ト S₂」構文の制約に、一見違反しているようにも思える。しかし、「だろう」は、S₂だけではなく、「S₁ ト S₂」全体にかかっているのであって（[S₁ ト S₂]だろう）、「S₁ ト S₂」だけについては、この構文の持つ制約を満たしているといえる。「この道をしばらく行くと、右側に白い壁の家が見えてくるでしょう」（森田、1980：399）のような文についても同様のことがいえる。

- (21) S₁ ト S₂には、「S₁ トいい」というS₁の事態の提案・勧誘・願望等を表す言い方がある。この構文については、事実の記述や事態の描写とはまた別個の考察も必要と思われるが、少なくとも、「S₁ タラいい」「S₁ バいい」が、もっぱら発話時の話者の主観の表出（前者についてはS₁の実現、後者についてはS₁のとりたて）されたものであるのに対し、「S₁ トいい」については、話者の主観をも含めたより客観的な視点でもって述べられているといったニュアンスが感じられるように思われる。

それ故、発話時の話者の感情が、はっきり表れている次のような例ではトは容認されないとと思われる（以下の用例はすべて森田（1989：267–68）からの借用である）。

- 「いくらでも君かつてに驚けばいいじゃアないか、何でもないことだ！」
- そんなに行きたければ、行つたらいいんじやないですか。
- 「冗談言うな。こっちなんか、冬がなけりゃいいと思ってるんだ。」

一方、次の例ではタラ・バも可能であると思われるが、トには、多少さめた目でみているといった落ちつきが感じられると思われる。

- それから、この家の忙しい疎開振りを眺めて、「ついでに石灯籠も植木もみんな持っていくといい」など囁うのであった。
- 「本当に子供をつれて巴里にゆける日が来るといいと思いますわ。」
- 早く試験が終わるといいなあ。

結局、この構文にも、「S₁ ト S₂」の事実として語るという特質の反映は、幾分かは見てとれるように思われる。

また、トとバの対立に関連してつけ加えておくと、「ねばならない」という表現の一方で、次のような「ないといけない」といった表現も存在する（森田、1989：186）。

38 日本語の条件文について

- こういうときは、とかく体の調子がくずれやすくなるので、気をつけないといけません。
- 「今夜坊様を連れて来たのだから、たくさんご馳走をしてもらわんといけませんぞ」

もちろん、この場合、バでも可能ではあるが、バでは「主観的強制」が感じられるのに対し、トには「客観的強制」といったニュアンスが感じられるようと思われる。この微妙な差異は英語の must と have to の違いに多少共通したところがあるかもしれない。

- (22) 井上(1983:135)では、この文のトは容認可能となっているが、(7)のトには*がつけられ容認されていない。
- (23) もっともこの点についてはただし書きが必要である。例えば、母親が、かぜをひいた食欲のない子に対して、次のように言うことは十分ありえる。

何でも食べると、元気がでてくるよ。

この場合については、食べてすぐ元気がでてくることは普通は考えられず、事実としての一般論を述べることによって、S₁の行為を勧めているといえよう。

また先に述べたサワリー・ワッタナチョンコンは次の例についても調査をし、以下の結果を得ている。

少シ休ム(), 気持チヨクナリマスヨ。

「バ」=17人 「タラ」=20人 「ト」=15人 「ナラ」=0人

確かにこのアンケート結果は十分直観にそるものであるといえる。「バ」がすべての人にとって自然でなかったのは、この文が、S₁の実現の結果としてのS₂の事態に焦点をおく文とみなすのがより自然であり、どうすれば気持ちよくなるのかを述べる積極的な勧誘の文である必要はないからと思われる。

また、トが自然であるとみなす者が多いことについては、事実の記述も、その内容によっては、ごく自然に勧誘に用いられるということなのかもしれない。しかしこの種の文については、この文が、そもそも、この文を発言した人が、発話の現場で少し休んで気持ちよくなり、その自分の体験を伝えることによって、相手にS₁の行為を勧めている文とも解釈できるためではないかと思われる。そうするとこれは描写のトとなろう。次もそのような例と解釈できる。

風にあたると気持ちいいですよ。

横になると楽ですよ。

- (24) 町田は『言語』(1990, 12月号)の「チャレンジコーナー〈シニア版〉」で日本語の条件文についてふれ「と文」について次のように述べている。

『つまり、真ではないかもしない前件から、必然的に後件が導かれるという

ことを主張するのが「と文」ということになり、「と文」の必然性は多分に主観的なものだと言えそうです。実際、「太郎が来ると困る」のように、後件に話者の感情を表現するような文が来る文は、「太郎が来れば困る」よりもはるかに適格性が高いと思われます』

しかしこうした見解は、「と文」の本質をとらえそこねていると言わざるをえない。「太郎が来ると困る」に、もし何らかの話者の感情が表現されているとすれば、それは、客観的描写がかもし出す感情なのであって、「と文」自体は、あくまで、対象の客観的記述であるとすべきであろう。

- (25) 英語の進行形についても、「瞬間的動作は、観察行為の対象とはなりえないため、進行形をとることができない（尾野，1990：19）」という制約がある。
- (26) 例えば、Murayama (1985: 141) を参照のこと。
- (27) 尾野 (1990: 29–30) を参照のこと。
- (28) 水鳥 (1986: 74) を参照のこと。
- (29) つまりこれは、will やバが推論の意味を持ちうるのに対し、be going to やトは推論の意味を持ちえないということであるが、これは、事態の描写ということからの必然的帰結である。
- (30) 警告の用法における be going to とトの類似性は、あくまで、be going to とトとの間に重なり合う部分が存在することであって、この二つが全く同一であるということではない。事実、(87)の英文では、or のあとは be going to ではなく will が生じている。

be going to は描写の用法しか持ちえないが、トは抽象的な事柄をも表しうるので、トの用法のほうがはるかに広範囲であることはいうまでもないことである。

〈参考文献〉

- 安藤貞雄 (1983²)。『基礎と完成 新英文法』数研出版。
- 井上和子 (1983)。『日本語の基本構造』 講座 現代の言語、第1巻。三省堂。
- 尾上圭介 (1987)。『日本語の構文』『時代と文法—現代語』国文法講座、第6巻。明治書院。
- 尾野治彦 (1989)。「未来を表す will が生じる if 節についての覚え書き」『北海道武藏女子短期大学紀要』第21号。1–38。
- (1990)。「進行形についての覚え書き—be going to と will の比較に関連して—」『函館英文学』第29号。15–35。
- (1992)。「日本語の条件文について—「たら」「ば」「なら」「と」をめぐつて—(1)」『北海道武藏女子短期大学紀要(開学25周年記念号)』第24号。87–

113.

- (1993). 「“if 節における will”再考—日本語の条件文と関連して—」『函館英文学』第 32 号。
- 北原保雄 (1981). 『日本語助動詞の研究』大修館書店。
- 国広哲彌 (1982). 『意味論の方法』大修館書店。
- 久野暉 (1973). 『日本文法研究』大修館書店。
- 佐川誠義 (1972). 「日本語のテンスについて」『言語研究』第 61 号. 40–56.
- サワリー・ワッタナチョンコン (1984). 「日本語の条件表現—その意味・用法」『言語学論叢 (筑波大学一般・応用言語学研究室)』第 3 号. 46–61.
- 田野村忠温 (1990). 『現代日本語の文法 I 「のだ」の意味と用法』和泉書院。
- 富田隆行 (1991). 『文法の基礎知識とその考え方』凡人社。
- Makino, S. & Tsutsui, M. (1986). 『日本語基本文法辞典』The Japan Times.
- 町田健 (1989). 『日本語の時制とアスペクト』アルク。
- 水鳥喜喬・岡田啓・西村道信 (1986). 『大学英文法入門』英宝社。
- Murayama, Y. (1985). “The condition and the use of the conditionals *to*, *tara*, and *ba*”, *Papers in Japanese Linguistics* 10, 116–148.
- 森田良行 (1980). 『基礎日本語 2』角川書店。
- ・松木正恵 (1989). 『日本語表現文型』アルク。
- 吉川武時 (1989). 『日本語文法入門』アルク。